

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受けた小笠原諸島の取組について

小笠原における感染拡大防止対策及び感染状況

小笠原における感染拡大防止対策及び感染状況について

令和3年1月8日（金）	1/7（木）に東京都を含む1都3県に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、令和2年5月に作成した緊急事態期間中の村民・来島者の行動指針を改正し再周知
令和3年4月13日（火）	4/12（月）に東京都により23区と多摩地域の一部にまん延防止等重点措置が講じられることとなり、小笠原村を含むその他の都内市町村についても「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」等の協力が依頼されたことをうけ、村民・来島者に対し新型コロナウイルス感染症対策のお願いを実施
令和3年4月20日（火）	医療従事者に対し、ワクチン接種開始
令和3年4月24日（土）	4/25（日）から東京都に緊急事態宣言が発出されることに伴い、緊急事態期間中の村民・来島者の行動指針を再々周知
令和3年5月9日（日）	高齢者に対し、ワクチン接種開始
令和3年5月29日（金）	小笠原村での円滑なワクチン接種に向けて東京都、東海大学と小笠原村の3者による協定締結
令和3年6月11日（金）	一般向けワクチン接種を開始（母島）
令和3年6月22日（火） 23日（水）	3者協定に基づく一般向けワクチン接種を実施（父島）

**小笠原村における感染状況
（令和3年6月20日現在）**

陽性者数4名（これまでの累計）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(抜粋)

新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として以下のとおり示されている。

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

小笠原村が考える「新しい日常」とは

- 小笠原版「新しい日常」の過ごし方(令和2年5月29日策定)では小笠原村における「新しい日常」とは、「村民も来島者も、それぞれの場所や場面で新型コロナ対策を行うことで感染のリスクを下げ、島で暮らすこと、島で過ごすこと。」と定義されている。

小笠原での「新しい日常」に向けた取組

小笠原村の考え方に基づき、令和2年7月以降、「新しい日常」づくりに向けて、以下の取組を実施。

1. 情報の提供

- 『小笠原版「新しい日常」の過ごし方(社会生活・経済活動の再開に向けた行動指針)』の徹底を村民及び来島者に呼びかけ。
- ツアー業者、飲食店、宿泊施設及び商業施設向けに観光協会からガイドラインの提示するとともに、消毒講習を実施。事業者はガイドラインに沿って対策を実施。

2. 医療提供体制

- 感染疑い者のため、滞在施設を借り上げて、父島・母島に確保。
- 小笠原村診療所及び母島診療所で抗原検査キットを導入。
- 患者の受入や搬送に関する訓練の実施。
- 島民へのワクチン接種を実施。

3. 水際対策

- おがさわら丸乗船前に乗船客全員の検温を実施。
- 乗船者に対して感染リスクをお知らせするサービスを実施。
- 唾液によるPCR検査(任意)を実施。
- 定期船おがさわら丸及びははしま丸の旅客定員制限。

消毒講習



PCR検査



ワクチン接種



医療スタッフの輸送



議論の論点

- 新たな生活様式への変容を踏まえつつ、ワクチン接種完了後に、どのように小笠原諸島の振興を図るか。
 1. 小笠原観光では、何が戻り、何が変わるのか
ワーケーションの可能性、VRの活用 等
 2. DX推進によりどのような小笠原振興が期待できるか
(観光、医療、教育 等)